配偶者の課税の有無、配偶者（特別）控除の有無、扶養、〇〇〇万円の壁について（R8年・R9年分所得）

配偶者を税の扶養に入れる＝配偶者控除を受けるということになります。同じく親族の誰かを税の扶養につけるということは、
扶養控除（年齢等に応じて4つの区分があります）を受けるという意味になります。
以下の表は配偶者を想定していますが、所得要件は配偶者控除も扶養控除も同じですので、参考としてください。

配偶者の合計所得金額	配偶者の収入額（給与収入のみの場合）	配偶者に税金がかかるか			納税義務者は配偶者控除が受けられるか	
		住民税（扶養0人の場合）※1		所得税	住民税	所得税
		均等割※2	所得割※3			
38万円以下	112万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	
38万円超 45万円以下	112万円超 119万円以下	かかる	かからない	かからない		
45万円超 62万円以下	119万円超 136万円以下	かかる	かかる	かからない		
62万円超 104万円以下	136万円超 178万円以下	かかる	かかる	かからない	受けられない※5	
104万円超	178万円超	かかる	かかる	かかる※4		

※1　住民税については、扶養人数等により非課税範囲が異なります。⇒詳細は「聖籠町における住民税非課税対象者」をご覧ください。
※2　均等割・・・住民税のうち、所得にかかわらず均一にかかるもの
※3　所得割・・・住民税のうち、所得に応じてかかるもの
※4　所得控除額が給与所得額よりも少ない場合にかかります。
※5　配偶者特別控除は受けられます（給与収入のみの場合207万円未満まで）。
★　給与所得以外の所得がある方は、他の所得も含めて合計所得金額を算出する必要があります。

〇〇〇万円の壁とは・・

税法上の数字と社会保険上の数字が入り混じった数字（基準）。

税の扶養と社会保険の扶養が別であることも整理する必要があります。

税制改正により、令和7年分所得から、より複雑化しました（色付け部分が税関係）。

〇〇〇円の壁一覧（給与収入）

106万円の壁	超えると、社会保険に加入しなければならない可能性が発生する。	←保険
112万円の壁	超えると、住民税均等割が課税される。＝「住民税非課税」でなくなる。	←税
119万円の壁	超えると、住民税所得割が課税される。	←税
130万円の壁	超えると社会保険の扶養から外れる（一般）	←保険
136万円の壁	超えると、税法上の扶養親族になれなくなる。	←税
150万円の壁	超えると社会保険の扶養から外れる（19～22歳）	←保険
169万円の壁	超えると、配偶者特別控除、特定親族特別控除の額が逓減し始める。	←税
178万円の壁	超えると、所得税が課税される（基礎控除104万円＋給与所得控除74万円）。	←税
196万円の壁	超えると、特定親族特別控除が適用されなくなる。	←税
207万円の壁	超えると、配偶者特別控除が適用されなくなる。	←税

※　住民税所得割と、所得税は、所得控除額が所得額よりも少ない場合にかかります。

配偶者（特別）控除　早見表

扶養の範囲外の所得がある配偶者の給与収入に応じて、納税義務者は表のとおり住民税・所得税から控除を受けることができます。

配偶者の合計所得金額	配偶者の収入額（給与収入のみの場合）	納税義務者の前年の合計所得金額（収入額ではありません）												
		900万円以下				900万円超～950万円以下				950万円超～1,000万円以下				
		配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者控除		配偶者特別控除		
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
62万円以下	136万円以下	33万円	38万円	150万円まで控除額は同じ		22万円	26万円			11万円	13万円			扶養
62万円以下（70歳以上）	136万円以下（70歳以上）	38万円	48万円			26万円	32万円			13万円	16万円			
62万円超 95万円以下	136万円超 169万円以下			33万円	38万円			22万円	26万円			11万円	13万円	
95万円超 100万円以下	169万円超 174万円以下			33万円	36万円			22万円	24万円			11万円	12万円	扶養の範囲外
100万円超 105万円以下	174万円超 179万円以下			31万円	31万円			21万円	21万円			11万円	11万円	
105万円超 110万円以下	179万円超 184万円以下			26万円	26万円			18万円	18万円			9万円	9万円	
110万円超 115万円以下	184万円超 189万円以下			21万円	21万円			14万円	14万円			7万円	7万円	
115万円超 120万円以下	189万円超 194万円以下			16万円	16万円			11万円	11万円			6万円	6万円	
120万円超 125万円以下	194万円超 199万円未満			11万円	11万円			8万円	8万円			4万円	4万円	
125万円超 130万円以下	199万円以上 204万円未満			6万円	6万円			4万円	4万円			2万円	2万円	
130万円超 133万円以下	204万円以上 207万円未満			3万円	3万円			2万円	2万円			1万円	1万円	
133万円超	207万円以上			0円	0円			0円	0円			0円	0円	

収入額に応じて逓減

※配偶者控除・配偶者特別控除は、
①納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であること
②納税義務者と生計を一にしていることなどの条件を満たした場合に適用されます。
※給与所得以外の所得がある方は、他の所得も含めて合計所得金額を算出する必要があります。